

補助金のご紹介

平成25年12月現在

区 分	企業立地促進奨励事業費補助金	一関市特定区域立地促進補助金	備考
ポイント	ハード整備への補助金	固定資産税1/2相当分の補助金	
対象地域	【指定地域】 真柴工業団地、真柴第二工業団地、花泉(上油田第二)工業団地、大久保工業団地、一関東第二工業団地 【その他地域】上記以外の地域	特定区域における産業の活性化に関する条例第2条第1号に規定する特定区域に指定された区域	
対象経費	用地取得費及び造成工事費 構築物等の建設費 機械・設備等償却資産の取得費	一関市企業誘致奨励条例の規定により固定資産税の課税免除等を受けた事業者における課税免除対象となった資産 土地、建物、機械設備など	
補助金額 融資額	【指定地域・その他地域】 対象経費の10%～20%以内、1企業当たり3億円限度 *詳細は、別紙をご参照ください。	【過疎地域】 4～5年度目 固定資産税の1/2相当額 【過疎地域以外の地域】 1～3年度目 固定資産税の1/2相当額 *生産施設に係る固定資産税額分のみが対象となります。 *企業立地促進法に基づく支援措置の適用を受ける場合は上記と異なります。別途お問合せください。	
対象業種		製造業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、各種卸売業 他	
投資額	別紙「企業立地促進奨励事業費補助金一覧」資料をご参照ください。	減価償却資産の取得価格5,000万円以上	
新規雇用		新規常用雇用 5人以上	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・3年以内の投資が対象 ・卸売業、倉庫業等は対象外 ・新規常用雇用 派遣・期限付パート等は除く <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【新規常用雇用とは？】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用期間の定めのない方 ・健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法の被保険者 <p>*但し、岩手県内に住所を有する方となります。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業等は新規雇用15人以上の場合に、対象となる。 <p>注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地～生産に係る土地分のみ対象。 例：駐車場、空き地等は対象外 ・建物～生産に係る建物分のみ対象。 例：事務室・休憩室等は対象外 	
		*平成26年3月31日までの設備投資が対象となります。	
備考	県の補助有(県市) (企業立地促進奨励事業費補助金)		

H25年度 企業立地促進奨励事業費補助金一覧

区分	対象となる 設備投資額	新規常用 雇用人数	補助限度額	地域 区分	補助率	負担内訳		業 種								備 考
						県負担	市負担	製造業	ソフト ウェア 業	自然 研究所	情報処 理サー ビス業	情報提 供サー ビス業	デザイ ン業	機械 設計業	エンジ ニアリ ング業	
産業分類								E	G 391	L 711	G 3921	G 3922	L 726	L 743	L 7499	
立地補助A (ソフト関連タイプ)	1千万円以上	5人以上	2千万円	指 定 その他	10%	0%	10%									(H22新規) 市単独
立地補助B (要件緩和タイプ)	5千万円以上	5人以上	1億円	指 定 その他	15% 10%	5%	10% 5%									県制度 要件緩和
		* H24～25年度限定														
立地補助C (従来タイプ)	1億円以上	10人以上	3億円	指 定 その他	15% 10%	5%	10% 5%									(継続分)
立地補助D (上乘タイプ)	1億円以上	25人以上	3億円	指 定 その他	20%	10%	10%									県制度 助成上乘
		* H24～25年度限定														
立地補助E (東第二限定)	1億円以上	10人以上		一関東 第二工業団 地	土地取得 30%	5% 10%	25% 20%									(H22新規) 市単独 一関東第二 立地促進 事業
	*建物・設備投資への補助については、上記「立地補助C若しくはD」の区分となります。															

「貸付融資制度」及び「利子補給制度」のご紹介

平成25年12月現在

区 分	岩手県企業立地促進資金貸付 (岩手県)	一関市企業立地促進資金利子補給補助金 (一関市)	備 考
ポイント	ハード整備等への融資制度	利子補給補助金 (岩手県企業立地促進資金を利用する場合)	
対象地域	知事が定める地域	市内全域	
対象経費	工場用地の取得及び造成に要する資金 工場、構築物の建設及び取得に要する資金 機械・設備の取得に要する資金 電力供給設備工事費負担金の支払いに要する資金	左記の「岩手県企業立地促進資金」を利用した場合 岩手県企業立地促進資金貸付に基づく融資を受けた資金の利子額が対象経費となります	
補助金額 融資額	【融資額】 1工場当たり、投資総額の80%以内の額 (通常3億円、拠点工業団地は5億円、知事が特に認めた場合は10億円、特定区域における産業の活性化に関する条例による指定を受けた特定区域は20億円)	【補助金額】 ・岩手県企業立地促進資金貸付に基づく融資を受けた日から起算して3年間 ・対象期間の利子として実際に支払った利子額 ・貸付対象限度額...設定無し(県の融資に準ずる)	
対象業種	製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、 情報提供サービス業、デザイン業・機械設計業、 エンジニアリング業、自然科学研究所、道路貨物 運送業、倉庫業、こん包業、卸売業	同 左	
そ の 他	【誘致企業】 <新設の場合> ・立地決定から3年以内に操業 ・投資総額 1億円以上 <増設の場合> ・立地決定から3年以内に増設 ・投資総額が1億円以上又は増設操業の従業員が10人以上増加 <誘致企業のうち次のものは既存企業とみなす> 資金の貸付けを受けないで操業し、県内で1年以上の事業実績を有するもの 資金の貸付けを受け、操業開始の日から起算して3年を経過したもの	岩手県企業立地促進資金の貸付を既に活用している場合、3年を経過しない企業は除きます。 (手続き) ・融資実行日から起算して30日以内に「承認申請書」を提出 ・年度末(3月31日)までに「交付請求書」を提出 ・2年度以降は、4月30日までに「承認申請書」を提出	
	【取扱金融機関】 ・商工組合中央金庫(盛岡支店) ・岩手銀行(本店、支店) ・東北銀行(本店、支店) ・北日本銀行(本店、支店) ・岩手県内の信用金庫(本店、支店) ・七十七銀行(盛岡支店)	*左記のうち、一関市内に本店、支店のある金融機関は以下のとおりです。 ・岩手銀行 ・東北銀行 ・北日本銀行 ・一関信用金庫	
担 当	岩手県企業立地推進課 (電話019 - 629 - 5561)	一関市工業課企業立地係 (電話0191 - 21 - 8451)	

税の優遇制度

税の種類	固定資産税（一関市） *土地については、対象建物等の水平投影面積のみが対象		
地域区分	過疎地域	市内における左記以外の地域	企業立地促進法に基づく支援措置
主な対象地域	花泉町全域、大東町全域、室根町全域、川崎町全域、藤沢町全域	真柴工業団地、真柴第二工業団地・・・など 過疎地域以外の地域	企業立地促進法に規定する 「同意集積区域」（市内全域）
設備投資規模	2,700万円を超える場合（建物、機械及び装置） *生産施設・設備に係る免除に限定されます。	3,000万円を超える場合（減価償却資産） *生産施設・設備に係る免除に限定されます。	2億円を超える場合（土地、建物、構築物）
減免額・期間	課税免除・3年間	半額・5年間	課税免除・3年間
対象業種	製造業、ソフトウェア業	製造業、ソフトウェア業、情報サービス業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、各種卸売業	製造業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業、自然科学研究所のうち、基本計画の集積業種に該当する業種（自動車・半導体・産業用機械・医療機器関連産業・食品関連産業・建築関連産業・グリーンイノベーション関連産業）
その他	30%以上の能力増強	左記と同じ	*企業が「立地計画」を策定し、岩手県の承認を得ることが必要。
	H27.3.31までの取得	道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、各種卸売業、ソフトウェア業、及び情報サービス業に関しては、新規常用雇用者が15名以上ある場合のみ適用。	

税の種類	不動産取得税（岩手県） *土地については、対象建物等の水平投影面積のみが対象		
地域区分	過疎地域	特定地域	企業立地促進法に基づく支援措置
主な対象地域	花泉町全域、大東町全域、室根町全域、川崎町全域、藤沢町全域	市町村長の申請に基づき知事が指定した特定区域	企業立地促進法に規定する 「同意集積区域」（市内全域）
設備投資規模	2,700万円を超える場合 *生産施設・設備に係る免除に限定されます。	建物・設備等の減価償却資産の取得価格が5,000万円以上 (対象となる場合、「生産に係る土地」分の不動産取得税が併せて免除されます)	2億円を超える場合 *土地については、取得の日の翌日から起算して1年以内に建物又は構築物の建設に着手した場合
減免額・期間	課税免除	課税免除	課税免除
対象業種	製造業、ソフトウェア業	所得税法第12条第1項第40号又は法人税法第2条第40号に規定する青色申告所を提出する法人又は個人	製造業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業、自然科学研究所のうち、基本計画の集積業種に該当する業種（自動車・半導体・産業用機械・医療機器関連産業・食品関連産業・建築関連産業・グリーンイノベーション関連産業）
その他	H27.3.31までの取得	H28.3.31までの取得	*企業が「立地計画」を策定し、岩手県の承認を得ることが必要。
		・新規常用雇用者が5名以上ある場合のみ適用。 ・製造業の用に供する工場等を新設・増設するとき	

税の種類	事業税（岩手県）		
地域区分	過疎地域	特定地域	
主な対象地域	花泉町全域、大東町全域、室根町全域、川崎町全域、藤沢町全域	市町村長の申請に基づき知事が指定した特定区域	
設備投資規模	2,700万円を超える場合	減価償却資産の取得価格が5,000万円以上	
減免額・期間	課税免除・3年間	3年間課税免除、その後2年間1/2課税	
対象業種	製造業、ソフトウェア業	所得税法第12条第1項第40号又は法人税法第2条第40号に規定する青色申告所を提出する法人又は個人	
その他	H27.3.31までの取得	H28.3.31までの取得	
		・新規常用雇用者が5名以上ある場合のみ適用。 ・製造業の用に供する工場等を新設・増設するとき	

税の種類	特別償却（国）		
地域区分	過疎地域		企業立地促進法に基づく支援措置
主な対象地域	花泉町全域、大東町全域、室根町全域、川崎町全域、藤沢町全域		企業立地促進法に規定する 「同意集積区域」（市内全域）
設備投資規模	2,000万円を超える場合		・機械装置については、1台又は1基の取得価格が1千万円以上かつ、対象設備の取得等に要する投資総額が3億円以上 ・建物等については、取得価格の合計が5億円以上
内 容	事業用資産の買換えの特例（圧縮率80/100） 特別償却（建物等10% 建物等6%）		機械装置 15% 建物等 8%
対象業種	製造業、ソフトウェア業		鉄鋼業、非鉄金属製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、輸送用機械器具製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業
その他	H27.3.31までの取得		

【地域雇用開発奨励金】

(平成25年5月以降の内容です)

区分	要件	助成額					備考	
地域雇用開発奨励金	<p>地域内での労働者雇入れ及びこれに伴う事業所の設置・整備の計画等を管轄公共職業安定所長に提出。</p> <p>300万円以上の費用をかけて事業所の設置・設備の整備を行う。</p> <p>当該地域に居住する求職者3人(創業の場合2人)以上増加させる。</p> <p>上記 ~ の要件をすべて満たす場合、対象となる。</p>	1年ごとに3回支給 *1年毎に要件を満たしているかどうかの確認があります。					対象は、同意雇用開発促進地域又は過疎雇用改善地域 *一関市は、過疎雇用改善地域に該当 ()内は創業の場合 *雇用保険の適用事業所が前提となります。	
		設置・整備費用	対象労働者の数(人)					
			3(2) ~ 4	5 ~ 9	10 ~ 19	20 以上		
		300万円以上 1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円		
		1,000万円以上 3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円		
		3,000万円以上 5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円		
		5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円		